

乙第55号証

デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）（第一条関係） 1
- 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（抄）（第一条関係） 2
- 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）（第一条関係） 3
- 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（第一条関係） 4
- 身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係） 5
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）（抄）（第一条関係） 6
- 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第二百十号）（抄）（第二条関係） 7
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第二百四十九号）（抄）（第三条関係） 9
- 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（抄）（第四条関係） 10
- 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）（抄）（第五条関係） 12
- 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（抄）（第六条関係） 13
- 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）（第七条関係） 14
- 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百二十一号）（抄）（第八条関係） 16
- 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）（第九条関係） 21
- 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（第十条関係） 22
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）（第十二条関係） 23
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（抄）（第十三条関係） 25
- 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第二百一号）（抄）（第十四条関係） 30
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（抄）（第十五条関係） 27
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第二百九十九号）（抄）（第十六条関係） 23

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第十五条関係）

○次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（抄）（第十六条関係）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）（第十六条関係）

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）（第十七条関係）

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第十八条関係）

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第十八条関係）

○武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（抄）（第十九条関係）

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第二十条関係）

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第二十一条関係）

○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（第二十二条関係）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十一号）（抄）（第二十三条関係）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百五十五号）（抄）（第二十四条関係）

○幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第二百九十一号）（抄）（第二十五条関係）

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第二十六条関係）

○サイバーセキュリティ基本法施行令（平成二十六年政令第四百号）（抄）（第二十七条関係）

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）（第二十八条関係）

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）（第二十九条関係）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）（抄）（第三十条関係）

- 内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百四十九号）（抄）（第三十一条関係）
- 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十九号）（抄）（第三十二条関係）
- 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）（第三十三条関係）
- 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）（第三十四条関係）
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第三十五条関係）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（激甚災害が発生したときに準ずる場合）	（激甚災害が発生したときに準ずる場合）
第十条 法第九条第四項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他デジタル庁令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。	第十条 法第九条第四項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他内閣府令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。
（個人番号カードの利用）	（個人番号カードの利用）
第十八条 （略）	第十八条 （略）
2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。	2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構	一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構
二・三 （略）	二・三 （略）
四 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）	四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）
（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の	（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の

求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 (略)

(特定個人情報の提供の求めがあつた場合の内閣総理大臣の措置)

第二十六条 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他デジタル庁令で定める事項を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人

求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、総務省令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して総務大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 (略)

(特定個人情報の提供の求めがあつた場合の総務大臣の措置)

第二十六条 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他総務省令で定める事項を通知するものとする。

2 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人

本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第一項、第二項及び前項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して第一項の情報提供者又は第二項若しくは前項の情報照会者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

6 内閣総理大臣は、次条第五項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認することができるよう、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第五項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理するものとする。

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十七条 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用

に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3 (略)

4 総務大臣は、法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第一項、第二項及び前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して第一項の情報提供者又は第二項若しくは前項の情報照会者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

6 総務大臣は、次条第五項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認することができるよう、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第五項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理するものとする。

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十七条 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用

個人識別符号を取得しようとするとときは、機構に対し、当該取得に係る取得番号及び当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他「デジタル庁令」で定める事項（次項において「通知事項」という。）を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 「デジタル庁令」で定めるところにより、情報照会者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に通知事項を送信する方法

二 「デジタル庁令」で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。）を機構に送付する方法

3 機構は、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、「デジタル庁令」で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による通知を受けたときは、「デジタル庁令」で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、次に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、同項

個人識別符号を取得しようとするとときは、機構に対し、当該取得に係る取得番号及び当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他「総務省令」で定める事項（次項において「通知事項」という。）を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 「総務省令」で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。）を機構に送付する方法

二 「総務省令」で定めるところにより、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

3 機構は、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、「総務省令」で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

5 総務大臣は、第三項の規定による通知を受けたときは、「総務省令」で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、次に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、同項

に、同項の情報照会者等に対し、第一項の取得番号を付して通知するものとする。

一〇四 (略)

6 前項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(情報提供者による特定個人情報の提供)

第二十八条 情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供は、デジタル庁令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

(主務省令)

第四十五条 この政令における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

の情報照会者等に対し、第一項の取得番号を付して通知するものとする。

一〇四 (略)

6 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(情報提供者による特定個人情報の提供)

第二十八条 情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供は、総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

(主務省令)

第四十五条 この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）（抄）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二十七条の三を第二十七条の五とし、第一十七条の二を第二十七条の四とし、第二十七条の次に次の見出し及び二条を加える。

（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例）

第二十七条の二 （略）

2 前項の規定による通知は、デジタル府令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

3 （略）

4 前項本文の規定による通知は、デジタル府令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

5 （略）

第二十七条の三 （略）

2 （略）

3 前二項の規定による通知は、デジタル府令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて情報提供者の

第二十七条の三を第二十七条の五とし、第二十七条の二を第二十七条の四とし、第二十七条の次に次の見出し及び二条を加える。

（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例）

第二十七条の二 （略）

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

3 （略）

4 前項本文の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

5 （略）

第二十七条の三 （略）

2 （略）

3 前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて情報提供者の使用

使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(略)

附 則

(情報提供用個人識別符号の取得に関する準備行為)

第二条 戸籍法改正法附則第十四条（戸籍法改正法附則第一条第四号に掲げる部分に限る。）の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の法務大臣である情報提供者、市町村長、地方公共団体情報システム機構及び内閣総理大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（次条において「新番号利用法施行令」という。）第二十七条の二及び第二十七条の三並びに附則第四条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十一号）第二十条の二及び第三十条の八の二に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(住民基本台帳法施行令の一部改正)

第四条 住民基本台帳法施行令の一部を次のように改正する。

(略)

第三十条の八の二第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）」を「番号利

に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(略)

附 則

(情報提供用個人識別符号の取得に関する準備行為)

第二条 戸籍法改正法附則第十四条（戸籍法改正法附則第一条第四号に掲げる部分に限る。）の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の法務大臣である情報提供者、市町村長、地方公共団体情報システム機構及び総務大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（次条において「新番号利用法施行令」という。）第二十七条の二及び第二十七条の三並びに附則第四条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第二十条の二及び第三十条の八の二に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(住民基本台帳法施行令の一部改正)

第四条 住民基本台帳法施行令の一部を次のように改正する。

(略)

第三十条の八の二第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）」を「番号利

用法施行令」に改め、「を番号利用法施行令」の下に「第二十七条の二第五項（番号利用法施行令第二十九条の二）において準用する場合を含む。」及び「を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、番号利用法施行令第二十七条第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、内閣総理大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

（略）

用法施行令」に改め、「を番号利用法施行令」の下に「第二十七条の二第五項（番号利用法施行令第二十九条の二）において準用する場合を含む。」及び「を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、番号利用法施行令第二十七条第三項の規定により総務大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、総務大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

（略）